

人権研修への 講師の派遣を行っています

市では、企業や団体が人権研修を行う際の講師派遣を行っています。今回は8月に行われた人権研修をご紹介します。



人権研修の様子

を深め、保育の質と専門性の向上に努めています。学童保育の現場では、子どもたちの表情の変化を見逃すことなく、寄り添い、見守るという細やかな気配りが必要です。そのことから、職員一人一人が人権について学ぶことは大切だと考えています」

今回の研修は、子どもの人権についての学びを通して、職員が自らの子どもとの向き合い方を振り返り、改めて、子どもを尊重することや子どもの人権への配慮について意識を高めてほしいという願いから企画されたそうです。今後も継続して人権研修を行い、職員の人権意識の向上に努めていきたいと語っていただきました。

研修に参加された職員の皆さんの感想を一部紹介します

- ◎ これからも、子どもたちの尊厳を大切に接していきたいです。
 - ◎ 人の違いを認めるところが、ものすごく共感できた部分でした。
 - ◎ 子どもたちと毎日関わる中で、褒めることを忘れていた時がありました。毎日、一人に一つ褒めることを心がけるようになり、子どもたちにも変化が出てきたと思います。今回話を聞けて、再度見直すことができました。と思います。
- 職員の皆さんは、最後まで熱心に受講していただき、子どもたちが安

心して過ごせる環境づくりへの真摯な思いを感じることができました。

人権研修を計画される際は

企業や団体で人権研修を計画される際、講師が必要な場合は、職員の派遣を行いますので気軽に相談ください。

◆ 研修テーマ

同和問題、職場の人権問題、人権全般など、要望に応じます。

◆ 研修の形式

講話、ビデオ視聴、グループ討議など、ご希望に応じます。少人数にも対応します。

◆ 費用は無料

● 申し込み・問い合わせセリ人権・同和政策・男女共同参画推進課人権啓発係



講師派遣の申し込みはこちら

(☎ 23・1490)

「児童の権利に関する条約」 (通称：子どもの権利条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。(26ページ参照)